



Title	『更級日記』近世期本文の伝流
Author(s)	岡田, 貴憲
Citation	国語国文研究, 155, 15-29
Issue Date	2020-08-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89704
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_155_15-29.pdf



『更級日記』 近世期本文の伝流

岡 田 貴 憲

一 彰考館本の本文混成

『更級日記』の研究は、現存諸本にみられる本文混乱が御物本（定家本）の錯簡に起因することの発見以来、共通祖本である同伝本に依拠することが一般化している。その他の諸本の残存状況は玉井幸助『更級日記錯簡考』および津本信博「『更級日記』諸本の解説」によつておおよそ報告されているものの、各伝本の詳細は主に書誌事項への言及に留まり、本文の具体的な様態についてはほとんど詳らかにしない。

本稿では、こうした不分明な『更級日記』の本文受容の実態について解明を目指す立場から、特に玉井注（1）書の指摘に疑いのある近世期本文に着目し、刊本を中心とする本文の変遷を考察する。具体的には、『扶桑拾葉集』所収本、元禄十七年版絵入本、『群書類従』所収本における本文変化の観察を通して、本文校訂・改訂や書承の関係を明確化するとともに、それら刊本の周辺に位置した、所謂「古本」を含む諸写本の利用関係を明らかにし、御物本以降に発した本文の伝流に迫ることを目的とする。

現在知られる『更級日記』の初刊は、徳川光圀の設置した彰考館において寛文年間（一六六一～一六七三）より編纂された本邦最初の和文集『扶桑拾葉集』の所収本である。同叢書は収録作品の一つとして「さらしなの日記」の題で『更級日記』を収め、後西上皇・靈元天皇・將軍徳川家綱などへの献上後、元禄六年（一六九三）に板行された。

『扶桑拾葉集』には、板行された流布本のほかに献上・改編過程で作られた異本が二種六本存在し、筆者はさきと同叢書所収『和泉式部物語』におけるその関係性を考察している。⁽³⁾ 本稿ではその成果を手がかりとするが、一方で『更級日記』の『扶桑拾葉集』所収本をめぐっては、『和泉式部物語』には確認できなかった編纂初期の草稿が彰考館本として現存する由、玉井注（1）書に指摘があり、まず

はその本文から確かめる必要がある。

同書では、彰考館本は御物本の写しである。「古写本」を元とするが、その本文には「誤写・脱漏、或は私意の改竄等が多く」とあると指摘する。実際、御物本の仮名表記に漢字を宛てる次例のような箇所が散見し、彰考館本には本文整定の意識が働いていることが分かる。

【1】(御物本) あなたのさしにくるまひきたて、(五ウ)

(彰考館本) あなたの匣に匣・引・立・て(七オ)

しかし、両伝本間の異同すべてを彰考館本による「誤写・脱漏」「私意の改竄」として処理する玉井注(一)書の見解には、注(三)拙論でみた『和泉式部物語』における本文整定のあり方を考えたとき疑問が残る。『和泉式部物語』の場合は独自の改訂がほとんど行われず、本文の大部分は現存する三伝本を恣意的に混成して作られており、『更級日記』についても同様の編纂方法が採られた可能性が考えられる。そこで彰考館本の本文を諸伝本と比較すると、とりわけ一致傾向を見せる伝本として小汀本の存在が浮上する。

小汀本は、小汀利得の所蔵本(当時)として小松茂美『校本浜松中納言物語』に翻刻紹介された伝本であり、同書では鎌倉中期書写と推定される、最も早い時期に属する御物本の書写本である。同書が「ほぼ定家本に一致するが、さまざま異なる箇所も存在する。その中には、小汀本の誤写と思われる箇所もあり、また逆に小汀本により定家本を修正できる箇所も一再ではない」と指摘するその本文については、すでに津本信博「小汀本『更級日記』について」において『扶桑拾葉集』所収本との一致が言及されているが、これを彰考館本

と全面的に対校すると、御物本と異なる箇所が多くで本文の一致が確認される。一例として、玉井注(一)書では彰考館本が「本文を誤写したもの」として掲げる箇所を示す。

【2】(御物本) 風すくましくひきわた・．．しなど(四ウ)

(彰考館本) 風すくましくひきわた・なともしなど(六オ)

(小汀本) 風すくましくひきわたるなともしなど(四ウ)

右例について玉井注(一)書は、彰考館本が「く」を「さ」に誤って改訂した上、「なども」を衍字として追加したと主張するが、二箇所とも小汀本の本文と一致している。つまり右の本文異同は彰考館本の誤写や改訂ではありえず、小汀本に類する伝本を用いた本文混成と考えなければならぬ。また「すくましく」から「すさましく」への校訂から察するに、混成には御物本に近い伝本もまた用いられたとみられる。以下、混成に用いられた伝本を、便宜上G本(御物本に近い伝本)、O本(小汀本に類する伝本)と呼称する。

彰考館本におけるO本の使用は、巻末勅物における【3】のような本文異同の一致からも裏付けられ、かつ【4】などの例からは、使用された伝本が小汀本そのものとは異なることも確認できる【4】の彰考館本文をG本による修正とみた場合、【3】に脱字・誤字が残ることの説明が付かないため、巻末勅物はO本のみ由来すると考えられる。

【3】(御物本) 廿五日任下野守(藏人使)巡四十(九三オ)

(彰考館本) 廿五日下野守(赤人使)廻四十(一二五ウ)

(小汀本) 廿五日下野守(赤人使)巡四十(九三ウ)

【4】(御物本) 治安二年正月卅日(九三ウ)

〔彰考館本〕 治安二年正月卅日（二二六才）

〔小汀本〕 寛仁四年正月卅日（九四才）

このように、鎌倉期に遡る小汀本の系統である〇本が彰考館本に混成されたことは確実とみられ、彰考館本の異同の大半は〇本由来として処理できる。しかし御物本が小汀本と一致し、彰考館本のみが対立する次のような例が一部にあることは、なお検討を要する。

〔5〕〔御物本〕 ひとまいらせよとおほせらるれば（二四才）

〔彰考館本〕 ひとまいらせよと仰・くたれば（三三才）

〔小汀本〕 ひとまいらせよとおほせらるれば（二四才）

こうした例が注目されるのは、その本文異同が「古本」（あるいは「異本」と称される伝本の本文と関係することによる。古本とは、『更級日記』前半部の上洛記事における地理関係の矛盾を、本文配列の大幅な変更によって解消しようと試みた伝本のことであり、代表的な写本に書陵部本が存するが、その本文について右箇所を検すると、「ひとまゐらせよと仰くたれば」（一四才）と彰考館本との一致が確認できる。ただし問題は、成立経緯の不明な古本と、彰考館本との先後関係が確定できないことにある。古本は、諸本共通の本文混乱を有することから少なくとも定家本より後の成立だが、その派生関係は従来明らかにされていない。この問題は、彰考館本に基づいて作られた『扶桑拾葉集』所収本、その後の絵入本・『群書類從』所収本においても関係するので、以降の本文変化を一通り確かめた上で改めて考察する。

二 『扶桑拾葉集』所収本の本文変化

◆異本Aの本文校訂

異本Aとは、三〇卷三三冊（目録・系図各一冊）からなり作品を時代順に配列する『扶桑拾葉集』の一次形態であり、『更級日記』はその巻第五に「家の集の内（相模）」「家集序（大中臣輔親卿）」「難後拾遺序（源経信卿）」とともに取められている。伝本は、桂宮本（後西上皇献上本）、内閣本（將軍徳川家綱献上本）、東博本／歴博A本（靈元天皇献上本、両者で一揃い）の三本の献上本（兄弟本）と、それらの親本たる献上本草稿にもとづく滋大本（献上本草稿の再転写本）の、計四本が現存する（以下、本文は桂宮本による）。

この異本Aや後述する異本Bの位置づけは、玉井注（一）書の時点では確認されていなかったために、彰考館本が流布本へと直接関連づけられていたが、注（3）拙論で示したように『和泉式部物語』の流布本は異本A・異本Bを基に作られていると考えられ、『更級日記』についても同じ過程を想定して本文変化を押さえておかねばならない。なお四本のうち滋大本のみ、その親本（献上本草稿の写し）の時点で異本Bによる校合が加えられたと考えられるため、以下の考察からは一旦除外する。

玉井注（一）書では、彰考館本に付属する二条良基の文が流布本の巻第十四下に「人にあたふる詞」として収録されていることから、同本を『扶桑拾葉集』の底本と認めていたが、この「人にあたふる詞」は異本Aには未収録であり、後の改編過程で追加収録されたこ

とが知られる(異本Bでは巻第十八に収める)。ただし、彰考館本を異本Aの底本と認めてよいことは、前掲【1】の漢字表記が異本Aでも「あなたの^に軍引立て」(四オ)と引き継がれ、また次例のようにO本混成本文が継承されていることから明らかである。

【6】(御物本) つくりまうけたりければそにて・・ (二五オ)
(彰考館本) ・・まうけたりければそにてつくり (二〇ウ)
(小汀本) ・・まうけたりければそにてつくり (二六オ)

(異本A) ・・まうけたりければそにてつくり (二一オ)

しかし異本Aは、決して彰考館本の本文をそのまま踏まえているのではなく、独自に本文校訂を行っていることが以下の例から知られる。しかも特筆すべきは、その校訂本文が彰考館本の場合と同じく小汀本の本文と一致することである。

【7】(御物本) は、をせむれば三条・の宮に (三九オ)
(彰考館本) は、をせむれば三条・の宮に (五三ウ)

(小汀本) は、をせむれば三条殿の宮に (四〇オ)
(異本A) は、をせむれば三条殿の宮に (二九オ)

【8】(御物本) 関・のせき風ふくこゑは (六八ウ)
(彰考館本) 関・のせき風ふくこゑは (九三オ)

(小汀本) せきの山・風ふくこゑは (六九ウ)
(異本A) 関・のせき風ふくこゑは (五二オ)

こうした例は、異本Aの本文校訂に小汀本に類する伝本が用いられたことを示し、かつその作業が彰考館内で行われたであろうことから、彰考館本の場合と同じくO本が用いられたと推測される。さらに異本Aの本文には、次例のように御物本の本文のみと一致する

異文注記も確認することができ、G本もまた異本Aの本文校訂に用いられたと考えられる。

【9】(御物本) よりてありしすさうまさりて (二〇オ)
(彰考館本) よりて有・しすそうまさりて (二七ウ)

(小汀本) よりてありし・そうまさりて (二一オ)
(異本A) よりて有・しすそうまさりて (二五オ)

このように、異本Aは彰考館本を底本としながらも、同本の本文混成に用いられたG本・O本を再び利用して、独自に校訂を加えた伝本と認められる。そしてこの異本Aでも問題となるのが、先述の古本との関係である。例えば以下のような古本(書陵部本)との一致本文が確認されるが、【11】のような異文注記の存在によって、何らかの伝本の使用が明確に想定される点が彰考館本の場合とは異なる(二例とも御物本・小汀本は彰考館本と同文)。

【10】(彰考館本) 心の・・なしめのうちつけに (六五ウ)
(異本A) 心の思・ひなしめのうちつけに (三六オ)

(書陵部本) 心のおもひなしめのうちつけに (二六ウ)
(彰考館本) 京にとくあげ・給・て (二二オ)

(異本A) 京にとくあげ・給・て (二ウ)
(書陵部本) 京にとくのほせ給ひて (二オ)

御物本・小汀本のいずれとも一致しない異文注記により、少なくとも異本Aの本文校訂にはG本・O本に加えて第三の伝本が用いられたと考えられる。以下、これをF本(『扶桑拾葉集』異本A所引伝本)と呼称するが、それが古本そのものか否かは検討を要する。

◆異本Bの本文校訂

異本Bとは、異本A献上後の板行へ向けての改編の中で、有栖川宮幸仁親王の求めにより、所収作品や配列などを大きく変更したと考えられる『扶桑拾葉集』の二次形態である。三〇卷三三冊（目録・系図各一冊）からなり作品は部類別に配列、『更級日記』の所収巻は巻第二十「紀行」部に改められ単独で収められている。伝本は歴博B本（幸仁親王献上本）と御所本（霊元天皇献上本）の二本が兄弟本として現存する（以下、本文は歴博B本による）。

注（3）拙論での検討から、異本Bは異本Aの親本を元にしていると考えられ、『更級日記』の場合も、前掲【8】【9】の異文注記を異本Bも有することからその関係が裏付けられる。加えて異本Bでは、集全体の改編にあわせて、本文も少なからず改められている。例えば次例では、彰考館本の本文が異本Aでも踏まえられるが、異本Bはこれを独自に改訂している（御物本・小汀本は彰考館本と同文）。彰考館本の同箇所には「森成へし木村と書あやまりたるをかなに又木むらと書たる成へし末の方に森とあり」との貼紙があることから、異本Bの改訂に際して、彰考館本が作業原稿として用いられたと考えられる。

【12】（彰考館本）あるに木むらのあるおかしき所（四六オ）

（異本A）あるに木むらのあるおかしき所（二五オ）

（異本B）あるに森・のあるおかしき所（二五オ）

そして異本Bでは、独自の改訂に加えて異本Aと同様の他本による校訂も施されている。【13】では小汀本に類するO本を参照した彰考館本が「も」一字を削除し、異本Aもそれを踏まえるが、異本

Bはこれを御物本と同じ本文へと復元しており、御物本に近い伝本であるG本の使用が考えられる。また【14】は津本注（5）論に指摘された箇所、異本Bの異文注記は、小汀本のような異文注記を読み誤って加えられたものと考えられる。彰考館本にも異文注記が存するが、その内容に差異があることから、異本Bによる独自の参照とみてよい。このことから、異本Bの校訂にも小汀本に類するO本が用いられたと考えられ、G本・O本は彰考館本・異本A・異本Bの三段階にわたって利用されたことになる。

【13】（御物本）うた／＼ふにむあしからなりし（二七オ）

（彰考館本）うたうたふに・あしからなりし（二三ウ）

（小汀本）うたうたふに・あしからなりし（二八オ）

（異本A）うたうたふに・あしからなりし（二三オ）

（異本B）うたうたふにむあしからなりし（二二ウ）

【14】（御物本）は、さう・なといふ所のらうの（六オ）

（彰考館本）は、さう・ふといふ所のらうの（八オ）

（小汀本）は、さふらふといふ所のらうの（六オ）

（異本A）は、さう・ふといふ所のらうの（四ウ）

（異本B）は、さう・ふといふ所のらうの（四ウ）

また彰考館本・異本Aに同じく、異本Bにおいても古本との関係が窺われる本文が確認される。特に【16】のような異文注記の存在によつて、異本Bの場合も何らかの伝本の使用が明確に想定され、それは異本Aの本文校訂に用いられたF本と同一であったと推測される（二例とも御物本・小汀本は表記を除き彰考館本と同文）。

【15】（彰考館本）かたつかたはひろ山・なる所（五オ）

〔異本A〕かたつかたはひろ山・なる所(三〇才)

〔異本B〕かたつかたはひろ^やかなる所(三〇才)

〔書陵部本〕かたつかたは廣・^やかなる所(二〇才)

〔16〕〔彰考館本〕ふしの山より落・たる水なり(二八ウ〜一九オ)

〔異本A〕ふしの山より落・たる水なり(二〇オ)

〔異本B〕ふしの山より落・^{たる}水なり(二〇オ)

〔書陵部本〕富士の山より落・^る水なり(八オ)

以上をまとめると、異本Bは異本Aの親本(献上本草稿)を底本とし、彰考館本を作業原稿として使用しつつ、独自にG本・O本・

F本による本文校訂を加えた伝本ということになる。なお異本Bにはこの他に、他本のいずれとも一致しない異文注記が次の箇所を確認でき(御物本・小汀本は表記を除き彰考館本と同文)、独自のS本(『扶桑拾葉集』異本B所引伝本)による校訂も想定されるが、O本・F本のいずれかに由来する可能性もあり確証はない。

〔17〕〔彰考館本〕我・のみやみむ秋のよの月(八六ウ)

〔異本A〕我・のみやみむ秋のよの月(四八オ)

〔異本B〕^我・のみやみむ秋のよの月(四八ウ)

〔書陵部本〕われのみや見ん秋の夜の月(三四ウ〜三五オ)

◆流布本の本文選択

流布本は三〇卷三五冊(目録・系図各一冊)からなり作品を時代順に配列する『扶桑拾葉集』の最終形態であり、板本と明治期の活字本が存する。板本は当初は大名・公卿・寺院への配布のため藩版で板行され、やがて寛政年間に書肆による増刷本が一般へと広まっ

た。基本的に刊記がなく刊年不明のものが多く、内容はいずれも同一である。『更級日記』は巻第六に、異本Aの時と同じ四作品とともに収められている(以下、本文は板本による)。

流布本の構成は異本Aの所収作品・配列を基本としつつ、異本Bでの新収作品を選択的に加えた形となっており、その本文も異本A・異本Bの取捨選択で作られていることが、注(3)拙論で考察した『和泉式部物語』において確認できる。より具体的には、異本Aの献上本草稿の写し(滋大本の親本。滋大親本と呼称)と、異本Bの親本もしくはその写しとの二本が用いられたと考えられる。『更級日記』の場合も、本文選択のあり方は全く同じであり、〔18〕のように異本Aの本文を採用した箇所、〔19〕のように異本Bの本文を採用した箇所が恣意的に現れる。そして、異本A伝本の中でも滋大親本の使用が確実であることは、その忠実な転写本である滋大本と流布本のみが一致する〔20〕の例から明らかである。

〔18〕〔異本A〕おほえな^けかる、うちに(六三ウ)

〔異本B〕おほえな・らる、うちに(六三ウ〜六四オ)

〔流布本〕おほえな^けかる、うちに(六四オ)

〔19〕〔異本A〕見えわたり南はならひのをかの(二五ウ)

〔異本B〕見えわたり^西はならひのをかの(二五ウ)

〔流布本〕見えわたり^西はならひのをかの(二六オ)

〔20〕〔異本A〕人はなれていつ・ともなくて(二三ウ)

〔異本B〕人はなれていつ・ともなくて(二三ウ)

〔流布本〕人はなれていつ^こともなくて(二四オ)

〔滋大本〕人はなれていつ^こともなくて(二四オ)

先述のように、滋大親本は献上本草稿の写しに異本Bによる校合を加えたとみられる伝本で、滋大本は異本A伝本の中でも特殊な位置づけにある(例えば前掲【12】の「木むら」を滋大本は「森」(二五ウ)に作る)。そのうえ注意されるのは、右の【20】において滋大親本が、彰考館本の本文「人はなれていつともなくて」(二五オ)をも参照しているとみられる点である。滋大親本による彰考館本の利用は、前掲【13】の箇所を滋大本が「うたうたふに^①あしからなりし」(二三ウ)に作り、「も」の右傍に「イニナシ」と注記するなどの事例からも確實視され、異本Aの底本および異本Bの作業原稿として用いられた彰考館本は、滋大親本を通して流布本の本文にも別個に影響を与えていることが分かる。一方、滋大親本においてはG本・O本・F本の独自利用は確認できない。

『扶桑拾葉集』所収本における本文変化は以上の経緯により、以後の『更級日記』流布における同集の影響力は、以下に確認する絵入本と『群書類従』所収本における本文撰取に示される。そしてこの二本についても、その本文と古本(書陵部本)との関係性が注視される。

三 絵入本・『群書類従』所収本の本文変化

◆絵入本の本文改訂

絵入本は、「元禄十七甲申載孟春朝旦／武陽城之西北牛込魚肆 書林 燕雀堂藏版」の刊記をもつ全四冊の半紙本として、元禄十七年(二七〇四)に江戸の書肆・平野屋吉兵衛によって板行された、『更

級日記』唯一の挿絵を持つ板本である。平野屋は元禄から宝永にかけて活動し、『清少納言犬枕』や『夕顔利生草』などの浮世草子を板行した書肆として知られるが、先述のように当時は藩版のみの板行だった『扶桑拾葉集』がここで絵入本に使用されたことは、同集の早期における利用範囲拡大を示す貴重な足跡と目される。

この絵入本が『扶桑拾葉集』流布本を底本とすることは、前掲【20】の箇所を「人はなれていつ^②ともなくて」(二五オ)に作るなどの例から明らかだが、全体を通して散見するのは、流布本にある異文注記などの本行化(【21】)や、漢字表記箇所の訓読化(【22】)、独自の本文改変(【23】)、重複表現の削除(【24】)などによる多数の独自異文である。

【21】(流布本) はるかなる国・になり^③にたり(二二ウ)

(絵入本) はるかなる国・になり^④たり(二五オ)

【22】(流布本) 侍従大納言の御むすめの書・を(三五オ)

(絵入本) 侍従大納言の御むすめの^⑤ふみを(三九オ)

【23】(流布本) 神拝といふわさしてくにの内・(二五ウ)

(絵入本) 神拝といふ^⑥こととして国・のうち(二八ウ)

【24】(流布本) と經なとする人も有と經の人はこの(五〇ウ)

(絵入本) ど經なとする人も有^⑦・・・此・(五六オ)

これらの本文変化は、『扶桑拾葉集』所収本における他本参照とは違い、基本的には独断の改訂とみられるが、その根拠となるのが【22】のような漢字表記の訓読化である。同箇所は御物本に「手」(四六オ)、小汀本には「書」(四七オ)とあることから、「手→書」の誤写が発生した後、後者の本文をもつO本が『扶桑拾葉集』所収本に撰

取られ、それを独自に訓読したことで絵入本の本文「ふみ」が作られたと考えられる。同様の事例は「木の^もと」(二〇ウ。御物本「木のした」(二二オ)、流布本「木の下」(九ウ)や、「夜^よふ^けまで」(三九オ。御物本「夜ふくるまで」(四六ウ)、流布本「夜更まで」(三五オ)など数多く、他種の本文改変にも通ずる一貫した改訂意識を裏付ける。

ただし絵入本には、次の一箇所のみ新たな異文注記の追加が確認され、何らかの伝本が参照された可能性も否定できない。これを一応E本(絵入本所引伝本)として想定しておく。

【25】(流布本) 紅のうちたるに萩のあを (六五オ)
(絵入本) 紅のうち^たるに萩のあを (七一ウ)

このように『扶桑拾葉集』所収本との本文異同を多く有する絵入本は、その異同箇所において古本との関係が疑われる。具体的には書陵部本の随所に、前掲【22】を「侍従の大納言の御むすめの^{ふみ}を」(二五ウ)、【23】を「神拝といふ^{こと}として国のうち」(一九オ)に作るなどの一致が確認され、また書陵部本は右の【25】でも「紅のうち^き、たるに萩のあを」(四六オ)の本文を持つ。このことは、古本の中でも特に書陵部本の成立経緯を示す証左として、次掲の『群書類従』所収本における諸例とともに重要となる。

◆『群書類従』所収本の本文校訂

塙保己一による安永八年(一七七九)の構想開始後、寛政五年(一七九三)設置の和学講談所で編纂され、文政二年(一八一九)にかけて板行された『群書類従』は、卷第三百二十八「紀行部二」に「さ

らしな日記」の題で『更級日記』を収める。卷末には御物本奥書・勘物に続けて「右さらしな日記以古本書寫以屋代弘賢藏本及扶桑拾葉集／校合畢」(七二オ)の識語があり、その本文は何らかの古伝本を底本とし、編者の一人である屋代弘賢の所蔵本と『扶桑拾葉集』流布本によって校訂したものと知られる。

『群書類従』所収本における『扶桑拾葉集』流布本の使用は、例えば前掲【19】の箇所を「見えわたり^西はならひの岡の」(一七ウ)に作るなどの一致から裏付けられるが、むしろ留意したいのは、以下の例から推測される古伝本および屋代弘賢本の素性である。

【26】(流布本) 木そ・みつたてる……その日は(三オ)
(類従本) 木そ・みつたてる^ところに其・日は(二ウ)

(御物本) 木そ・みつたてる……その日は(三オ)
(小汀本) にそのみつたてる^所・にその日は(三オ)

【27】(流布本) ひとくあれはいてまかていりぬ(五一ウ)
(類従本) ひとくあれはいて^{まか}ていりぬ(五一ウ)

(御物本) ひとくあれはいて^{さい}ていりぬ(六七オ)
(小汀本) 人・くあれはいてまかていりぬ(六八ウ)

『扶桑拾葉集』流布本と『群書類従』所収本が異なる箇所について他伝本を対校すると、【26】のような小汀本との一致、【27】のような御物本との一致が確認され、古伝本と屋代弘賢本は、いずれか一方が御物本に近い伝本、もう一方が小汀本に類する伝本だったことが明らかにになる。ただし、『扶桑拾葉集』流布本を含む三伝本の本文のうち、どれを本行本文・異文注記に採用するかは箇所によって恣意的であるため、右二本の素性をそれぞれ確定することはできない。

なおここで用いられた二本は影考館本・『扶桑拾葉集』所収本に用いられたG本・O本に準じて、以下g本・o本と呼称する。

この『群書類従』所収本と古本(書陵部本)の關係は、『28』のような特徴的な漢字使用の一致に確認されるが、御物本の巻末勅物を両者に比較したとき、誤字を共有しながらも書陵部本のみ誤字もある【29】の例から、『群書類従』所収本の表記を書陵部本が摂取したという先後關係を推定できる。それが古本全体に敷衍される問題かは次節で検討する。

【28】(流布本)のほりけむ野へは煙もなかりけり(四〇オ)

(類従本)のほりけむ野へは煙もなかり[●]。(四一ウ)

(書陵部本)のほりけむ野へは煙もなかり[●]。(二九オ)

【29】(御物本)十一月廿日……唐衣一領(五重)(九四ウ)

(類従本)十一月廿日……唐衣一領(五^主)(七一オ)

(書陵部本)十二月廿日……唐衣一領(五^主)(五一ウ)

なお『群書類従』所収本はその後、先述の絵入本とともに天保板本の本文作成に関与している。天保板本は、西門蘭溪を校訂者として天保九年(一八三八)に江戸の千鐘房・萬笈堂・金花堂より板行された上下二冊本で、その凡例に「此書元禄十七年板の半昏本を正本ニシテ塙本古寫本ニテ校合せシ也」と記すように、絵入本を底本とし『群書類従』所収本を「古寫本」(御物本に近い伝本とみられる)とともに校訂利用している。内容については先行研究に和田義一『『更級日記』版本の研究』⁽⁹⁾があり、本稿では省略に従う。

四 古本の素性とF本との關係

◆古本への言及と書陵部本の出所

ここまでの各段階で確認された古本との本文一致という事象を踏まえ、問題となる本文の先後關係を考えるに際して、先学による古本への言及から確認する。

上洛記事における地理關係の矛盾解消を狙った、古本による大幅な本文配列操作の中でも、特に重要視されてきたのが「ふとるかは」と「あすた河」との記述交替である。御物本では「しもつさのくにとむさしとのさかひにてあるふとぬかはといふ」(四オ)、「むさしとさかみとの中におてあすた河といふ在五中将のいさこと、はむとよみけるわたりなり中将のしふにはすみた河とあり」(九ウー一〇オ)と現れる両記述が、古本において傍線部を置き換えられていることは、隅田川の記述を持つ『伊勢物語』第九段の注釈に影響を及ぼし、古本に理を認める立場から以下の言及がなされてきた。

・伴蒿蹊(一七三三ー一八〇六)著『雨田次筆』(文化三年(一八〇六)刊)⁽¹⁰⁾

「江戸の橘千蔭の文に、このついでありていひこされしは、『此所古本をえて校合せしに、今本甚の錯乱にて……』といへり。後又此古本をうつしおくられて家藏とす」

・石川雅望(一七五四ー一八三〇)著『ねざめのすさび』(成立年未詳)⁽¹¹⁾
「やつがれが藏書に、萩原宗固といふ人の自筆もて校合せる本あり。それは古本もてうつしなほせるよし、しるしてこ、にか

きつく」

・藤井高尚(一七六四〜一八四〇)著『伊勢物語新釋』(文政元年(一八一八)刊)⁽¹²⁾

「おのれこれかれとあまた見たりし中に古き印本に下つふさの国とむざしのさかひにてあるあすた河といふは在五中将のいざこととはんとよみけるわたり也」

この中で、ともに現存しない萩原宗固(一七〇三〜一七八四)校合本と「古き印本」への言及に注目したい。天明四年没の宗固による接触は、古本の成立下限が「群書類従」以前に遡ることを示し、それは先に確認した書陵部本における「群書類従」所収本の撰取が、古本全般の営為でないことを意味する。その書陵部本と絵入本との本文の一致は、書陵部本と「古き印本」との関係を疑わせるが、この点は以下の現存伝本に残る痕跡からさらに精査できる。

・直方本の伴直方(一七九〇〜一八四二)校合注記

「古き印本に／下つふさの国とむざしのさかひにてある」(六オ)
・浜臣本の清水浜臣(一七七六〜一八四二)奥書

「文化元甲子季冬以浪華隠士若山滋古所蔵古印本校正了 濱臣」
(七二オ)

・加藤本の小山田与清(一七八三〜一八四七)奥書

「文化十一年十月七日安田躬弦の蔵本もて校合せり／同年十二月はかり難波人若山滋古が所蔵の古印本を謄写せし本を以て再校しつるに躬弦が校合せし本も大かたおなじさまにてことなるふしなし」(四〇オ)

直方本の「古き印本」による注記は「むざしとさかみとの」(六オ)

の文頭に施され、高尚の言及内容と一致する。そして直方と同じ村田春海門下の浜臣と与清は、若山滋古(？〜一八一)所蔵の古印本(以下、若山本)やその謄写本を校合に用い、「ひとあ川」「ふとるかは」の「群書類従」所収本による誤写)に対して「あすた川とそいふ……中將の集にはすみた川とあり」(浜臣本三ウ、加藤本二オ)との古本本文を注記する。このことから、直方や同時代の高尚が用いた「古き印本」も若山本と同一だったと推定される。

この若山本をめぐっては、武井麻子「校本『更級日記』に「元禄板本(絵入本・筆者注)を底本にしつつも、その本文を改変したもの、あるいは元禄板本と推測される若山滋古所蔵の古印本……に伝えられる本文配列は……異本……と合致しているのである。従って、異本が元禄板本の系統に属する可能性も残されている」との指摘がある(前半不明瞭だが、絵入本を元に作られた別の板本か、絵入本への直接書き入れ本かの二種を想定するか)。単に「古印本」とのみ称されることから、若山本は絵入本への直接書き入れ本でなく、現存する四種とは別の板本だった可能性があるが、それが本文配列を独自に操作した《古本の原型本》だったか、既存の古本によって改めた《古本による改変本》だったかは詳らかにしない。ただし若山本の本文が絵入本と一致することは、前掲【23】の箇所で浜臣本が「わさして」(二七ウ)に対し「ことして古」と注記する例などから明らかで、かつ絵入本による『扶桑拾葉集』流布本の早期利用に鑑みて、少なくとも若山本は絵入本より後発の板本と考えられる。

そして先述のように絵入本との一致をみせる書陵部本は、この若山本ないしはその系統本(例えば若山本との近似を与清が指摘する

安田躬弦（一七六三—一八一六）の使用本など）を元とし、『群書類従』所収本による本文および表記の改訂を加えた、古本の中でも未流の伝本と判断される。よって書陵部本と絵入本の一致箇所は、いずれも絵入本の改訂本文を書陵部本が継承〔25〕の注記は本行化したものと考えられる。

書陵部本の位置づけがこのように定められることで、彰考館本以下に観察された書陵部本との一致本文（彰考館本の〔5〕、『扶桑拾葉集』異本Aの〔10〕、異本Bの〔15〕）は、基本的には各段階における改訂本文を、『扶桑拾葉集』所収本・絵入本を経て、後発の書陵部本が継承したものと認められる。

◆古本接触資料の洞察

ただし、そのような先後関係が確定する一方で、異文注記の例である〔11〕〔16〕がある以上、『扶桑拾葉集』異本A・異本Bの本文混成におけるF本の使用が揺るがないのもまた事実であり、それらの本行本文における書陵部本との一致箇所の中にも、F本由来の本文が含まれている可能性は否定できない。この本行本文におけるF本利用の可能性は、異本Aの直前に作られた彰考館本の場合にも想定することができ、F本が古本そのものであるか、あるいは別伝本であるかの問題は、なおも重要課題として探究の余地を残す。

古本との接触をもった資料としては、前掲の直方本以下などの中に、古本文を本行に持つ茨城本と、古本による注記を持つ黒川本・円頓本が管見に及んでいる。中でも茨城本は先述の「ふとるかは」「あすた河」の記述交替をはじめとする古本の本文配列を備えるほ

か、書陵部本が欠く「おほ井かは」（一三ウ）についての記述を御物本とは違う配列で留め（浜巨本・加藤本注記によれば同記述は若山本にも存する）、かつ『群書類従』所収本の特徴的漢字表記を持たないことから特に注目されるが、その実態は、御物本に近い伝本と『扶桑拾葉集』流布本との混態本文を持ちながら、本文配列の異なる箇所を除いて茨城本と同一の字詰め・行取りを持つ黒川本によって確かめられる。

茨城本と黒川本を比較すると、茨城本が巻末勸物の「五年正月」（七九ウ）を「長久二年」に見せ消し訂正する所、黒川本の本行は「長久二年正月」（七八ウ）に改められ、茨城本が先行する形態を見せるが、一方で黒川本の本文が常に每半葉十行であるのに対し、茨城本では本文配列変更によって崩れた字詰め・行取りを、中盤以降で黒川本に一致するよう合理化した箇所が確認できる。よって両者は親本を同じくする兄弟本と考えられ、親本の混態本文を元としつつ、古本文を取り込んだ校合本が茨城本と認められる。

そして、黒川本の丁上部余白に「一本」と記す古本注記の典拠と考えられるのが、文言の一致する注記を同箇所を持つ円頓本である。円頓本が黒川本・茨城本の親本段階で参照されたことは、書陵部本に存在しない茨城本の独自異文「人くひろいなとすふた村山は参川と尾張となりとそおはりのくになるみのうらを」（一五オ）によって決定付けられる。この独自異文は、茨城本の前丁にみえる「たかしのはまといふしかすかのわたり」（二四ウ）という本文が、やはり書陵部本の「高師の濱といふ三河と尾張となるしかすかのわたり」（九ウ）に対立することと関係する。茨城本の本文は円頓本の注

記にみえる「しかすかの渡以下二十一字前の八橋の上二入」(円頓本七才)との誤指示に起因するとみられ、注記に従い「しかすかのわたり」以下の本文のみを移動した結果、「参川と尾張となる」が残存し、それを前後の文章に続くよう改変したものが、前掲「ふた村山は」の独自異文だと考えられる。ここは正しくは「三河と尾張となる以下」と指示すべき所で、浜臣本には正しい指示が注記され、書陵部本の本文はその指示に合致している(なお加藤本にも同様の誤指示が存する)。

つまり茨城本が留める古本本文は、独自に古本を校合したものでなく、親本の本文を円頓本由来の注記に従い並び替えた、いわば古本の再生産本文ということになる。黒川本は円頓本の持つ古本注記を一部欠いているが、それは書写時の誤脱によるとみられる。

以上の結果は、『群書類従』所収本との接触を経た書陵部本の他に、古本系の伝本が現状見出せないことを示す。知られる限り最も早くに古本を利用した萩原宗固さえも『扶桑拾葉集』の初刊より後の生誕で、ほかに古本に接した人物も軒並み一八世紀―一九世紀にかけての国学者に限られることは、古本の成立が『扶桑拾葉集』以降であることを予想させるが、その時点は現存資料からは残念ながら確定に至らない。とはいえ、仮に古本の成立が『扶桑拾葉集』以降であるならば、F本は現存諸本のいずれとも異なる本文を備える伝本だったと言え、彰考館本や『扶桑拾葉集』所収本はその稀少な痕跡を留めていることになるのである。

五 総括と展望

近世期における『更級日記』本文の伝流は、G本(御物本に近い伝本)とO本(小汀本に類する伝本)の本文混成を軸とした彰考館本の作成に始まり、同本を底本とする『扶桑拾葉集』所収本の一次形態⇨異本Aと、それを元にした二次形態⇨異本Bにおける、独自改訂とG本・O本およびF本(古本もしくは非現存諸本)を用いた校訂を経て、異本A・異本Bの本文を取捨選択した最終形態⇨流布本に最初の画期をみた。その『扶桑拾葉集』流布本は、絵入本と『群書類従』所収本の母体となり、前者は独自改訂とE本(非現存諸本)による校訂を経て古本の本文に流入、後者はg本とo本による校訂を経て古本の末流である書陵部本に撰取され、やがて流布本に発した両者は、天保板本の本文混成に用いられる形で再合流し、その後作品受容を担ったと考えられる。

本稿の考察はおよそ以上のように整理され、そこからは御物本に近いG本・g本の他に、O本・o本・F本・E本、さらには異本Bで用いられた可能性のあるS本といった、従来論じられていない伝本系統の存在が浮かび上がる。御物本から発した諸伝本が、いずれも錯簡に起因する本文混乱を抱えながらも、決して単純な敷き写しを繰り返されることなく、様々な変貌を遂げてきたこと、そして少なくとも一部は鎌倉期に遡るその系譜が、近世期まで引き継がれてきたことが、右の本文伝流からは看取されるのである。

本稿に続く課題はその系譜説明が主となるが、現在把握している

手がかりとしては、【2】の箇所でも小汀本と一致し、一方【6】の箇所でも御物本と一致する本文を持つ複数伝本の存在が挙げられる（高松宮本（国立歴史民俗博物館蔵、H500-1406）む函86）や狩野文庫本（東北大学附属図書館蔵、4-11574-1）など）。それらは〇本の系統関係を繙く根拠として期待されるが、一方〇本の素性を探る上では、小松注（4）書に小汀本と同系の江戸初期写本として紹介された小松茂美本（現所在不明）などの探索も不可欠であり、未紹介伝本を含む現存諸本の悉皆調査と散逸伝本の痕跡探査が、古本の成立関係を含めた解明の糸口になる。

〔注〕

- (1) 玉井幸助『更級日記錯簡考』（育英書院、一九二五年）。
- (2) 津本信博『「更級日記」諸本の解説』（『更級日記の研究』早稲田大学出版部、一九八二年）。
- (3) 岡田貴憲『扶桑拾葉集』所収『和泉式部物語』の本文―主要伝本の関係と諸本混成の実態―（『国語国文』第八五卷第二号、二〇一六年二月）。
- (4) 小松茂美『校本浜松中納言物語』（二玄社、一九六四年）。
- (5) 津本信博『小汀本「更級日記」について』（『更級日記の研究』早稲田大学出版部、一九八二年。礎稿の初出は一九六五年）。
- (6) 岡田貴憲『扶桑拾葉集』異本成立考―国立歴史民俗博物館所蔵本二種を手がかりに―（『国語国文』第八八卷第三号、二〇一九年三月）参照。

- (7) 玉井注（1）書は同箇所を「本文を誤つて改めた点が、拾葉集本にそのまま、残つてゐる」例として掲げ、彰考館本の本文について「此の本の校訂者は「木むら」を消して「森」と改めてゐる」と述べるが、実際はそのような訂正は確認できない。
- (8) 井上和雄編・坂本宗子増訂『増訂慶長以来書賈集覧』（高尾書店、一九七〇年）。
- (9) 和田義一「『更級日記』版本の研究」（『福井工業大学研究紀要』第三号、二〇〇三年三月）。
- (10) 引用は『日本随筆大成（第一期）』18（吉川弘文館、一九七六年）所収の翻刻による。
- (11) 引用は『日本随筆大成（第三期）』1（吉川弘文館、一九七六年）所収の翻刻による。
- (12) 引用は片桐洋一・山本登朗編『鉄心斎文庫 伊勢物語古注釈叢刊 第13巻』（八木書店、二〇〇二年）所収の藤井高尚自筆稿本による。
- (13) 同本の写しに古雅堂本（大阪市立大学学術情報総合センター蔵、915.36-STUG）がある。
- (14) 玉井注（1）書と津本注（2）論はこれを「〔齋藤〕彦磨本」と称するが、同本が与清・彦磨奥書に次いで加藤一周の識語を加え、かつ『群書類従』所収本の奥書を写すのに対し、親本とみられる神宮文庫所蔵本（神宮文庫蔵、8800）は『群書類従』板本そのものに与清・彦磨奥書のみを備える。よつて後者を彦磨本とし、前者を加藤本と改めた。ただし本稿執筆

時点で神宮文庫が旧庫中のため、引用は加藤本による。

(15) 武井麻子『校本『更級日記』』(東京図書出版、二〇〇一年)。

付記 本稿で掲出・参照した『更級日記』伝本は以下の通り(基本は国文学研究資料館マイクロフィルムを使用し、それ以外による場合は明記)。貴重な資料の利用に際し、ご高配を賜った各所蔵機関に御礼を申し上げます。

御物本(三の丸尚蔵館蔵)↓橋本不美男編『更級日記 御物』(笠間書院、一九七一年)↓小汀本(現所在不明)↓小松茂美『校本 浜松中納言物語』(二玄社、一九六四年)↓彰考館本(徳川ミュージアム蔵、和5-07888)↓書陵部本(宮内庁書陵部蔵、155-94)↓直方本(東京大学総合図書館蔵、E26-1072)↓原本/浜臣本(西尾市岩瀬文庫蔵、215.5/A5)↓所蔵機関マイクロフィルム/加藤本(東京大学総合図書館蔵、A00-5393)↓茨城本(茨城県立歴史館蔵、前5-22)↓黒川本(宮内庁書陵部蔵、黒184)↓円頓本(東京大学総合図書館蔵、E26-988)↓原本/絵入本(宮内庁書陵部蔵、黒106)↓天保板本(国文学研究資料館蔵、サ5-14)↓以下『扶桑拾葉集』所収本)↓桂宮本(宮内庁書陵部蔵、554-17)↓内閣本(国立公文書館蔵、204-146)↓所蔵機関デジタル画像/歴博B本(国立歴史民俗博物館蔵、H-600-420 ㊦函1)↓所蔵機関デジタル画像/御所本(宮内庁書陵部蔵、554-16)↓滋大本(滋賀大学附属図書館蔵、和歌-101-1)↓原本/板本(国立公文書館蔵、204-143)↓所蔵機関デジタル画像/以下『群書類従』所収本)類従本(国文学研究資料館蔵、ヤ0-27-1)

なお、本稿は学術研究助成基金助成金・若手研究(19K13082)による成果の一部である。

(おかだ たかのり・国文学研究資料館助教)